**博士論文のインターネット公表に関する確認票**

H27.7更新

　2013年3月に行われた学位規則の改正により、博士の学位を授与された者は、授与された日から１年以内に博士論文の全文を、インターネットを利用して公表することが義務づけられました（東京大学では、東京大学学術機関リポジトリに公表する形になります）。

しかしながら、インターネット公表できない内容が博士論文に含まれている場合や、博士論文の著作者本人に不利益が生じる可能性のある場合などの「やむを得ない事由」が存在する場合には、「博士論文の内容を一部除外したもの」等の公表を以て全文の公表に代えることが認められています。

　以下の１から１０は、東京大学が認める「やむを得ない事由」です。あなたの博士論文に該当する項目があるか否かをチェックし、該当する項目がある場合は、その内容を具体的に説明する資料等を付した「博士論文公表方法に関する特例申請書」を、あなたの所属する研究科の長に提出してください。

全ての項目について、該当する・該当しない欄の□のどちらかに ✔ を付けてください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **博士論文の全文をインターネット公表できない「やむを得ない事由」** | **該 当****す る** | **該　当****しない** |
| 　１. | 博士論文が、立体形状を含むなどの理由により、インターネットで公表できない内容を含む。 | **□** | **□** |
| 　２. | 博士論文に使用している他者の著作物（図表等）について、インターネット公表に対する著作権者からの許諾が得られていない。 | **□** | **□** |
| 　３. | 博士論文の全部または一部が共同著作物（共著）であり、インターネット公表に対する共著者全員の同意が得られていない。 | **□** | **□** |
| 　４. | 被験者あるいは観察対象等の個人情報保護の観点から、インターネット公表に不適切な箇所がある。 | **□** | **□** |
| 　５. | 博士論文の全部または一部がすでに学術雑誌等に掲載済みであり、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | **□** | **□** |
| 　６. | 博士論文の全部または一部がすでに図書等として出版されており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | **□** | **□** |
| 　７. | 博士論文の全部または一部について、すでに出版契約がされており、契約内容により、インターネット公表に対する許諾が得られていない。 | **□** | **□** |
| 　８. | 博士論文の全部または一部が、単行本もしくは雑誌掲載等の形で刊行される予定である。 | **□** | **□** |
|  | ※８の理由によって全文公表の義務が免じられるのは、研究科の定める一定期間（学位授与日から最長５年）の範囲内に限られます。期間を過ぎれば、他の理由がない限り、自動的に全文が公表されることになります。 |  |  |
| 　９. | 特許申請のため、公表できない期間がある。 | **□** | **□** |
| １０. | その他、インターネットで公表できない特別な事由がある。 | **□** | **□** |

以上、確認しました。

提出者署名：